



## 市内公共施設 冬期休業のお知らせ

下記の市の施設は、冬期休業します。

期間中はご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

施設名	休業期間	問い合わせ先
北黄金貝塚情報センター	12月1日(水)～来年3月31日(木)	市生涯学習課文化財係 (第2庁舎 ☎82-3299)
館山野球場	11月15日(月)～来年4月中旬	総合体育館 (☎23-8600)
関内パークゴルフ場	11月24日(水)～来年4月中旬	
アルトリパークゴルフ場	12月9日(木)～来年4月中旬	
まなびの里パークゴルフ場	11月29日(月)～来年4月上旬	まなびの里パークゴルフ場 (☎38-2151)
まなびの里サッカー場人工芝	12月中旬～来年3月下旬	市生涯学習課青少年・スポーツ係 (第2庁舎 ☎82-3299)
大滝自然ふれあい交流施設	11月1日(月)～来年5月上旬	大滝総合支所 (☎82-6748)
優徳農村公園サッカー場		
大滝陸上競技場		
大滝野球場		
ノルディックウォーキングコース	11月1日(月)～来年5月中旬	

※施設の閉鎖・開設日は、天候などの影響で変わる場合があります



## 冬期間の除雪にご協力ください

☎ 建設課管理係 (市役所3階 ☎82-3293)

効率的な除雪作業を行うために、皆様のご理解とご協力をお願いします。

### ① 路上駐車はやめましょう

路上駐車は除雪車の進行を妨げ、作業を遅らせたり場合によっては作業ができなくなりますので、絶対にやめましょう。

### ② 車道へ雪を出さないでください

車道へ雪を出してしまうと、スリップなどの原因になります。

### ③ 除雪車なごじは

近寄らないでください

除雪作業中は大変危険ですので、除雪車が近くにきたら近寄らないでください。

### ④ 屋根の雪・つらの撤去に

ご協力ください

屋根の雪やつらなどが歩道上に落下すると人命に関わる場合がありますので、雪下ろしなどを心掛けてください。

### ⑤ ご自宅前から道路までの除雪に

ご協力ください

除雪車が除雪して通った後は、皆さんの家や車庫の前にもどうしても雪が残ってしまうことがあります。ご自宅から道路までの除雪は、皆さんで行ってください。

### ⑥ FF式ストーブの給排気口付近は

必ず除雪してください

FF式ストーブの給排気口付近に雪がたまる、不完全燃焼などの事故が発生する危険性がありますので、必ず除雪してください。



# あなたの家は大丈夫？～水道の凍結～

図 上下水道課水道係（市役所3階 ☎82-3296）  
大滝総合支所（☎82-6748）

気温がマイナス4℃（凍らすライン）近くに  
なりそうな日は要注意です！

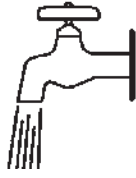
## 水道の凍結を防ぐためには

水道管近くの床下換気口は閉じておき、  
車庫や庭などの冬の間使わない水道は早め  
に水を落とし、防寒処置をしておきましょう。  
また、水抜栓の試運転をしておき、外出・  
就寝の際などは忘れずに水を落としましょ  
う。特に、「長期間家を空けるときには注意  
しましょう。」

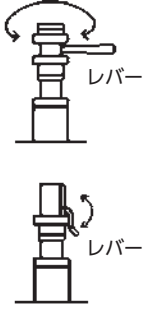
## 正しい水落としの手順

水落としの手順は、左記のとおりです。  
水落としが完全に作動しているか、必ず  
確認しましょう。

① 蛇口を全開にして水を出す。



② 水落としのレバーを最後まできちんと回す。



③ 水は全部落ちます。蛇口に指先を軽く当  
てて、吸い付かれるような感じがあれば  
作動しています。



## 凍結したときは

左表の指定工事業者へ直接ご連絡くだ  
さい。凍結修理費用は自己負担になります。

事業者名	所在地	電話番号	事業者名	所在地	電話番号
畑商会	松ヶ枝町	23-2876	ギケン	長和町	23-7076
早坂商会	松ヶ枝町	25-2075	新勝工業	舟岡町	25-4141
松浦組	山下町	23-2179	高橋設備	舟岡町	25-6516
永井組	山下町	23-3064	芦原設備	舟岡町	25-6072
クボタ設備工業	山下町	23-0604	サガ工設備	上館山町	82-6334
鈴木設備	山下町	25-0950	アベ管機工業	鹿島町	23-4777
三品工務店	有珠町	38-2005	丸福建設	大滝区	68-6361

## 休日の連絡先

● 伊達地区

伊達管工事業協同組合

☎090-1870514733

（午前8時30分～午後5時30分）

● 大滝地区

丸福建設

☎090-1870917406

## 野口観光株式会社と「災害時における施設等の利用に関する協定」を締結しました

図 総務課危機管理室危機管理係（市役所2階 ☎82-3162）

10月1日に野口観光株式会社と協定  
を締結させていただきました。同社が大滝区  
北湯沢温泉町で運営する3施設「緑の  
風リゾートきたゆざわ」「きたゆざわ森  
のソラニワ」「北湯沢温泉郷湯本ホ口ホ  
口山荘」について、災害発生時には避  
難所として利用させていただくことにな  
りました。

具体的には、指定避難所をはじめと  
する公共施設のみでは災害対策業務に  
支障を来すおそれがある場合に、高齢  
者などの要配慮者のための避難所や支  
援物資の集積場所、災害対策支援車両  
の駐車場としての利用について、可能  
な範囲で協力いただきます。

協定の有効期間は1年間で、双方解  
約の意向がない場合は1年ごとに自動  
更新されます。

